

子どもはぐくみ医療費助成 4月から助成対象を中学校修了まで拡大します

市では現在、満12歳の誕生日に達する日以後の最初の3月31日までのお子様（小学校修了）の保険診療にかかる自己負担分の医療費助成を行っていますが、平成29年4月1日から助成対象を満15歳の誕生日に達する日以後の最初の3月31日までのお子様（中学校修了）まで拡大することとなりました。所得制限はありません。

拡大対象となるお子様が受診した場合は、現行制度の6歳児以上と同様、通院・入院ともに1か月に1医療機関ごとに600円までの自己負担が必要です。（加入する健康保険が月の途中で変わった場合は再度自己負担が必要です。）



【新たに助成対象となる方】

新たに助成対象となる方は、市内に住所を有する平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ（現在小学6年生・中学1年生・中学2年生）のお子様で健康保険に加入していることが必要です。

次のとおり、現在小学6年生で受給者証をお持ちのお子様には新しい受給者証を、現在中学1年生・中学2年生のお子様には申請書類をお送りします。助成対象だと思われるのに、届かない場合はお問い合わせください。

現在小学6年生で受給者証をお持ちのお子様には、3月下旬ごろに新しい受給者証を送付します。（手続きは不要です）

平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれ（現在小学6年生）で有効期限が平成29年3月31日の受給者証をお持ちのお子様につきましては、平成29年3月下旬ごろに子どもはぐくみ医療費受給者証（水色）をお送りします。

現在中学1年生・2年生のお子様には、1月下旬ごろに申請書類を送付しますので、返信用封筒などで申請手続きをしてください。

平成14年4月2日から平成16年4月1日生まれ（現在中学1年生・2年生）のお子様につきましては、申請手続きが必要です。

対象となる方には1月下旬ごろにお知らせと申請書をお送りしますので、下記書類を同封の返信用封筒でご返送いただくか、下記書類の原本と印鑑をはぐくみ医療費助成拡大申請受付窓口（市役所1階）までご持参ください。

なお、重度医療費受給者証をお持ちの対象者の方は、重度医療が優先となりますので手続きは必要ありません。

【郵送申請に必要なもの】

- 1.申請書（記入例を参照してご記入のうえ、必ず押印をお願いします。）
- 2.お子様の健康保険証（写し）
- 3.保護者とお子様の「個人番号カード」または「通知カード」（写し）
- 4.平成28年度所得課税証明書（写し）
（生計の中心となる保護者・健康保険の被保険者が平成28年1月2日以降に小松島市に転入した場合、市外に在住している場合や市外で課税されている場合に必要です。生計の中心となる保護者と健康保険の被保険者が異なる場合は2名分必要です。）
- 5.保護者の身分証明書（運転免許証など）（写し）

※窓口申請の場合は、上記書類の原本と印鑑を必ずご持参ください。代理人の方が手続きをする場合は、その方の身分証明書（運転免許証など）が必要です。

【お問い合わせ先】

市健康増進課医療・年金担当（市役所1階ロビー）
☎32・4120 / FAX 35・0173
Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp